平成２４年（フ）第１０３号
群馬県前橋市粕川町込皆戸142番地９
債務者　岡田　　晃
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
群馬県高崎市江木町1209―３　ボヌールコート102、住民票上の住所群馬県高崎市江木町234番地
債務者　狩野寿美子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８３号
群馬県高崎市筑縄町533番地２　県住Ｃ―141号
債務者　田口　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８４号
群馬県高崎市筑縄町533番地２　県住Ｄ棟156号
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８５号
群馬県高崎市菅谷町20番地148　ビューパレス藤井206号
債務者　渡邉ひかる
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９１号
群馬県安中市板鼻２丁目５番６号
債務者　小山　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９９号
群馬県高崎市芝塚町1949番地　桜荘西15―15号
債務者　平　美知子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５２号
埼玉県熊谷市今井351番地１
債務者　吉野　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５３号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地５―101
債務者　篠塚　文洋
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２３号
相模原市中央区中央３丁目11番４―503号
債務者　加藤　若奈（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２５号
相模原市南区相武台団地２丁目３番２―23号
債務者　山﨑　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０７号
埼玉県飯能市大字双柳802番地122
債務者　村野　ウメ
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８３号
埼玉県ふじみ野市富士見台６番12号
債務者　橋本　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８４号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビューハイツ702号室
債務者　山口　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７１号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番18号　ノースコート月寒公園Ⅱ―105号、申立時の住所札幌市豊平区美園４条２丁目２番20―305号
債務者　増田　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８８号
札幌市手稲区西宮の沢３条３丁目８番11―105号
債務者　後藤　修司
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０６号
札幌市東区北40条東18丁目２番15―303号
債務者　坂野　純一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部